

＜財産分与調停を申し立てる方へ＞

1 概要

夫婦が婚姻中に協力して得た財産を、離婚する際に又は離婚後に分けることを財産分与といいます。離婚後、財産分与についての話し合いがまとまらない場合には、離婚から2年以内に家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、どちらがどの財産を取得すべきかといった事情を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ まだ離婚していない夫婦が財産分与を求める場合には、夫婦関係調整（離婚）の調停の中で話し合いをすることができます。

2 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・1200円
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚、92円×1枚、82円×6枚、10円×8枚 合計784円分

3 申立てに必要な書類

- ☐ 申立書（財産目録を含む。）3通
→ 申立書及び財産目録は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの3通を作成してください。
- ☐ 事情説明書1通
- ☐ 連絡先等の届出書1通
- ☐ 進行に関する照会回答書1通
- ☐ 離婚時の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
→ 夫婦の一方が除籍された旨の記載があるものを提出してください。
- ☐ 不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書各1通 ※不動産がある場合

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

(1) 必ず提出していただく書類等

次の書類は、申立書と一緒に提出してください。

財産に関する資料等

→ 固定資産評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等財産の内容が分かるもの

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(2) 提出方法

- ・ 財産分与調停事件は、当事者双方が婚姻中に得た財産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続です。そのため、主張書面や財産に関する資料を提出する場合には、A4サイズ

(今お読みいただいている書面のサイズです。)に裁判所用及び相手方用としてコピーを2通を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください。

- 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がないと考える部分(住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等)は、マスキング(黒塗り)したものを提出してください。(裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。)
- マスキングができない書類等については、「非開示希望申出書」に必要事項を記載し、当該書類等に申出書を添付して提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

※ この提出方法は、財産分与請求調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

5 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

相手方から閲覧(記録を見る手続)・謄写(記録をコピーする手続)の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

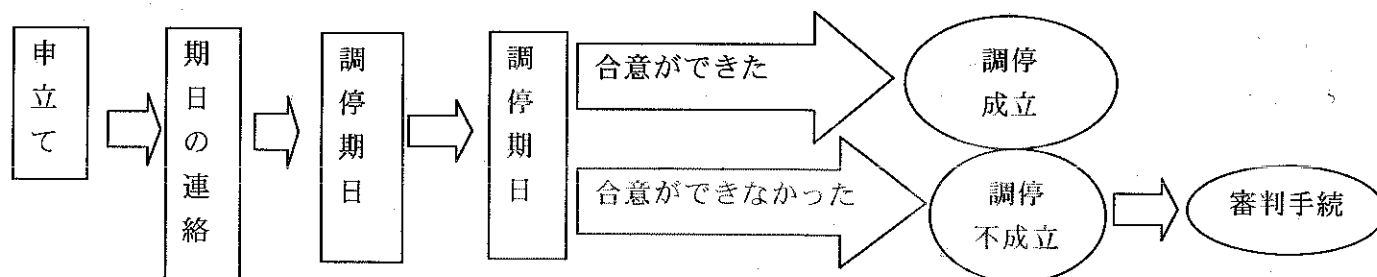
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、除外事由がない限り許可されます。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります(ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも調停をすることができます。)

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。



○ 提出先(送付先)

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭裁判所 家事受付係
(TEL 011-221-7281)

事情説明書（財産分与）（申立人用）

書式3-財

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け（いくつでも可）、空欄には具体的な理由・事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

1 今回あなたがこの申立てをした「きっかけ」，「動機」を書いてください。	
2 調停で対立すると思われることはどんなことですか。 （該当するものに、チェックしてください。複数可。）	☐ 相手方の財産の内容又は金額 ☐ 申立人（あなた）の財産の内容又は金額 （具体的内容） ☐ 算定の基準時（別居の時期） ☐ 財産分与の方法 ☐ 財産形成に対する貢献・寄与の程度 ☐ その他（ ）
3 財産分与の金額や方法を決めるにあたって、考慮してほしい事情があればお書きください。	

平成 年 月 日 申立人 _____ 印

進行に関する照会回答書（申立人用）

この書面は、調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)、空欄には具体的な事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

なお、これは相手方に見せることのない書面です。

1 この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。	☐ ある。(そのときの相手方の様子にチェックしてください。) ☐ 感情的で話し合えなかった。 ☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。 ☐ 態度がはっきりしなかった。 ☐ その他() ☐ ない。(その理由をチェックしてください。) ☐ 全く話し合いに応じないから。 ☐ 話し合っても無駄だと思ったから。 ☐ その他()	
2 相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。	☐ 応じらると思う。 ☐ 応じないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)
3 調停での話し合いは円滑に進められると思いますか。	☐ 進められると思う。 ☐ 進められないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)
4 この申立てをすることを相手方に伝えてありますか。	☐ 伝えた。 ☐ 伝えていない。 ☐ すぐ知らせる。 ☐ 自分からは知らせるつもりはない。 ☐ 自分からは知らせにくい。	
5 相手方の暴力等がある場合には、記入してください。	1 相手方の暴力等はどのような内容ですか。 ☐ 大声で怒鳴る・暴言をはく ☐ 物を投げる ☐ 殴る・蹴る ☐ 凶器を持ち出す (1) それはいつ頃のことですか。 _____ 頃 から _____ 頃 まで (2) 今までにどのくらいありましたか。 _____ 回 2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。 ☐ ない ☐ ある(ケガや症状等の程度) 3 配偶者暴力に関する保護命令について、該当するものをチェックしてください。 ☐ 申し立てる予定はない ☐ 申し立てる予定である ☐ 申し立てたが、まだ結論はでていない ☐ 申し立てたが、認められなかった ☐ 認められた ※保護命令書の写しを提出してください。 4 相手方の調停時の対応について ☐ 裁判所で暴力をふるう心配はない。 ☐ 申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 ☐ 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるう心配がある。 ☐ 裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 ☐ 裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。 ☐ 裁判所へ薬物、アルコール類を飲んでくるおそれがある。	
6 調停期日で都合の悪い日等があれば書いてください。	申立人の ☐ 希望日 曜日 午前・午後 ☐ 都合の悪い日 曜日 午前・午後 (すでに都合が悪いことがわかっている日→) 相手方の ☐ 希望日 曜日 午前・午後 ☐ 都合の悪い日 曜日 午前・午後 (※分からなければ記載しなくてもかまいません。)	
* 調停は平日の午前または午後に行われます。		
7 裁判所に配慮を求めることがありますか。		

平成 年(家・家イ)第 号(期日通知等にかかれた事件番号をを書いててくたさい。)

連絡先等の届出書(□ 変更)

(※□の部分は該当箇所にチェックを付けててくたさい。)

1 送付先

標記の事件について、書類は次の場所に送付しててくたさい。

□ 申立書記載の住所のとおり

□ 次に記載した場所

〒

場所：_____

場所と私との関係：□住所 □就業場所(勤務先)

□その他 _____

□ 場所については、^{ひかいじ}非開示を希望する。

^{ひかいじ}非開示を希望する理由：_____

2 平日昼間の連絡先(□^{ひかいじ}非開示を希望する)

携帯電話番号：_____

固定電話番号(□自宅/□勤務先)：_____

□ どちらに連絡があってもよい。

□ できる限り、□携帯電話/□固定電話への連絡を希望する。

平成 年 月 日

□申立人/□相手方 氏名：_____ 印

札幌家庭裁判所 御中

書類の提出とマスキング方法

書面を提出される場合には、以下の点にご留意ください。

1 提出書類の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。

2 提出書類の開示

あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手からの希望があると、相手にお見せしたり（「^{えつらん}閲覧」と言います。）、コピーを認める（「^{とうし}謄写」と言います。）ことになりますので、ご注意ください。

3 提出書類の作成方法

- (1) ①A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズ）の用紙、②横書き・左綴じ、③とししろとして左端より3cm以上あけて作成してください。
- (2) 主張書面には、必ず①事件番号（平成〇〇年（家イ）第××××号）、②作成年月日、③提出者のお名前を記載して、名前横に押印してください。
- (3) 資料については、現物はお手元で保管して、コピーを提出してください。

左端を3cmあけてください

↓	平成〇〇年（家イ）第××号 平成〇〇年〇月〇日 申立人 〇〇〇〇 印
---	--

4 相手に知られたくない情報部分を隠して資料を提出する方法（マスキング）

例・「所得額の資料として源泉徴収票を提出したいが、自分の住所は相手に知られたくない」

- ① 資料をコピー。② コピーを利用して、自分の住所部分を黒塗り。③ 黒塗りしたものを2部コピーして資料を作成。④ 黒塗りは自分用控え。⑤ 2部を裁判所用と相手用として提出。
- ※ 原本には手を加えないでください。念のため、提出の際には原本もお持ちください。

①【原本】これを1部コピー

② コピーの住所（名前は消さない）を黒く塗ったり、カバーアップテープを貼ってから、

③ 更に3部コピーして、④1部は自分用控え、⑤2部を裁判所に提出してください。

札幌市中央区大通12 調停太郎		
総収入		
4,455,667		
東京都（住所略）（株）サイコー		

→

札幌市中央区大通12 調停太郎		
総収入		
4,455,667		
東京都（住所略）（株）サイコー		

4 全体について非開示を希望する資料を提出する方法

書面全体を相手にどうしても見られたくない場合には、「^{ひかいし}非開示希望申出書」を添付して提出してください（注・口頭で告げただけでは申出になりません。）。ただし、裁判官の判断によっては、ご要望に添えない場合もあります。

平成 年（家・家イ）第

号（期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。）

ひかいじ
非開示希望申出書

（※□の部分は該当箇所にチェックを付けてください。）

札幌家庭裁判所 御中

平成 年 月 日

□申立人／□相手方 氏名 _____ 印 _____

1 本申出書に添付した書面について、非開示とすることを希望します

注 必ずこの書面と非開示を希望する文書をホチキス等で止めてしてください。

注 複数の非開示を希望する文書がある場合には、1文書ごとに申出書を添付してください。

注 資料の一部について非開示を希望する場合には、その部分が分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

注 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示がされる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

2 非開示を希望する理由は、次のとおりです（当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です。）。

- ☐ 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
- ☐ 当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある。
- ☐ 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
- ☐ 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。
- ☐ その他（具体的な理由を記載してください。）
